

肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会の設置について

肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会の設置

- 肥薩おれんじ鉄道は、地域住民の生活を支える交通手段であるとともに、基幹的な物流ルートを形成するなどの役割を担う
- 一方で、人口減少や物価の高騰など社会経済情勢の影響等に伴い、経営環境は依然として厳しい状況
- このような状況に対しては、同鉄道の利用者の利便性を確保しつつ、将来にわたり持続的に運行可能な方策の検討が必要
- まずは、同鉄道におけるデータとファクトを整理し、方策の検討を行うため、任意の検討委員会を設置・議論
- 上記任意の検討委員会における一定のとりまとめがなされたことから、地域交通法に基づく検討委員会を設置

(1) 肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会規約（案）

○ 同委員会の目的（第1条）

- ・ 肥薩おれんじ鉄道地域公共交通計画の作成及び実施等に関する協議・調整を行うために設置

○ 同委員会の業務（第3条）

- ・ 計画の策定、計画に位置づけられた事業の実施、計画の実施状況に係る調査、分析及び評価

○ 会長及び副会長（第5条）

- ・ 会長は、鹿児島県地域政策総括監をもって充てる
- ・ 副会長は、熊本県交通政策・統計局長をもって充てる

肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会の円滑な運営を図るためには、実務的・機動的な下部組織の設置が必要

○ 幹事会（第8条）

- ・ 委員会の所掌事業の具体的事項についての協議及び調整
- ・ 幹事長は、鹿児島県総合政策部交通政策課長をもって充てる

○ 監査（第11条）

- ・ 監査委員は出水市長を選任する

【協議体制】

肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会

・ 最終意思決定機関として、幹事会でとりまとめた地域公共交通計画等を決定 等



肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会幹事会

・ 地域公共交通計画案の作成 等

肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会の設置

(2) 肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会事務局規程（案）

○ 趣旨（第1条）

- ・ 規約第2条第4項の規定に基づき、肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会の事務局に関し、必要な事項を定める

○ 所掌事務（第2条）

- ・ 事務局は、委員会の会議、資料作成、庶務等に関する事項を所掌する

○ 職員等（第3条）

- ・ 事務局長は、鹿児島県総合政策部交通政策課長をもって充てる
- ・ 事務局員は、鹿児島県総合政策部交通政策課及び熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課の職員をもって充てる

○ 公印の取扱い（第6条）

- ・ 委員会の公印の種類は会長印とする

(3) 肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会財務規程（案）

○ 趣旨（第1条）

- ・ 規約第12条の規定に基づき、肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会の財務に関し、必要な事項を定める

○ 予算（第2条）

- ・ 委員会の予算は、鹿児島県及び熊本県、沿線自治体からの負担金、国庫補助金等をもって歳入とし、委員会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする

○ 決算等（第9条）

- ・ 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、委員会の決算を調製し、委員会の承認を得る

肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会規約

（目的）

第1条 肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会（以下「委員会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第6条第1項の規定に基づき、肥薩おれんじ鉄道地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施等に関する協議・調整を行うために設置する。

（事務局）

第2条 委員会の業務を処理するため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、鹿児島県総合政策部交通政策課及び熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事業）

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）計画の策定及び変更に関すること。
- （2）計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （3）計画の実施状況に係る調査、分析及び評価に関すること。
- （4）前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（委員）

第4条 委員会の委員は、別表1に掲げる者又はその指名する者とする。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会には会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、鹿児島県地域政策総括監をもって充てる。
- 3 会長は、委員会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、熊本県交通・政策統計局長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐して委員会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席できない場合は、あらかじめ届け出た代理の者を出席させることができる。この場合において、代理者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第7条 委員会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当する場合は、書面による決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で、委員会を開催するいとまがない場合。
 - (2) 事前に委員会において書面による決議の了承を受けている場合。
 - (3) その他、特別な事情があると認められる場合。
- 2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の委員会において、その内容を報告しなければならない。

(幹事会)

第8条 委員会の所掌事業に関する具体的な事項について協議及び調整を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議し、及び調整した結果を委員会に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、鹿児島県総合政策部交通政策課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表2に掲げる者又はその指名する者をもって充てる。
- 6 幹事長の職務等については、第5条から第7条までの規定を準用する。

（協議結果の尊重義務）

第9条 委員会で協議が整った事項については、委員会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

（経費の負担）

第10条 委員会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（監査）

第11条 委員会に監査委員を1名置く。

2 監査委員は、出水市長を選任する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第12条 委員会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（その他）

第13条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年12月23日から施行する。

肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会（法定協議会）委員名簿

別表 1 肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会委員又はその指名する者

	団体名	役職	氏名	備考
1	鹿児島県	地域政策総括監	竹内 文紀	県：会長
2	熊本県	交通政策・統計局長	森山 哲也	県
3	鹿児島県薩摩川内市	市長	田中 良二	沿線市
4	鹿児島県出水市	市長	椎木 伸一	沿線市
5	鹿児島県阿久根市	市長	西平 良将	沿線市
6	熊本県八代市	市長	中村 博生	沿線市
7	熊本県水俣市	市長	高岡 利治	沿線市
8	熊本県芦北町	町長	竹崎 一成	沿線町
9	熊本県津奈木町	町長	山田 豊隆	沿線町
10	肥薩おれんじ鉄道(株)	代表取締役社長	古森 美津代	公共交通事業者
11	日本貨物鉄道(株)九州支社	執行役員九州支社長	但野 新二	公共交通事業者
12	九州旅客鉄道(株)	地域戦略部担当部長	堀江 秀理	公共交通事業者
13	(公社)鹿児島県バス協会	会長	萩元 千博	公共交通事業者
14	(一社)熊本県バス協会	会長	岩崎 司晃	公共交通事業者
15	(一社)鹿児島県タクシー協会	会長	下之角 洋	公共交通事業者
16	(一社)熊本県タクシー協会	会長	小山 剛司	公共交通事業者
17	鹿児島県土木部	部長	木佐貫 浄治	道路・港湾管理者
18	熊本県土木部	道路都市局長	菰田 武志	道路・港湾管理者
19	鹿児島県警察本部	交通部長	岩城 孝志	公安委員会
20	熊本県警察本部	交通部長	内田 義朗	公安委員会
21	大分大学	教授	大井 尚司	学識経験者
22	鹿児島県ＰＴＡ連合会	副会長 (北薩区域)	山岸 智和	利用者
23	熊本県ＰＴＡ連合会	会長	山口 法子	利用者
24	鹿児島県観光連盟	専務理事	橘木 宏幸	利用者
25	熊本県観光連盟	専務理事	村上 徹	利用者
26	(福)鹿児島県社会福祉協議会	会長	布袋 嘉之	利用者
27	(福)熊本県社会福祉協議会	会長	良永 彌太郎	利用者

オブザーバー

28	九州運輸局	鉄道部長	永松 靖二	国
29	九州運輸局	交通政策部長	傳 勝博	国
30	九州運輸局鹿児島運輸支局	支局長	野元 雅幸	国
31	九州運輸局熊本運輸支局	支局長	岩本 輝彦	国

肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会（法定協議会）幹事名簿

別表２ 肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会幹事又はその指名する者

	団体名	役職	氏名	備考
1	鹿児島県	交通政策課長	鈴木 圭祐	県：会長
2	熊本県	首席審議員兼 交通政策課長	坂本 弘道	県
3	鹿児島県薩摩川内市	経済政策課長	高山 和人	沿線市
4	鹿児島県出水市	企画政策課長	青崎 譲二	沿線市
5	鹿児島県阿久根市	企画推進課長	尾塚 禎久	沿線市
6	熊本県八代市	地域政策課長	松本 亨	沿線市
7	熊本県水俣市	地域振興課長	柿本 英行	沿線市
8	熊本県芦北町	企画財政課長	白坂 達也	沿線町
9	熊本県津奈木町	政策企画課長	荒川 隆広	沿線町
10	肥薩おれんじ鉄道(株)	専務取締役	杉本 良一	公共交通事業者
11	日本貨物鉄道(株)九州支社	運輸車両部長	中山 昇	公共交通事業者
12	九州旅客鉄道(株)	地域戦略部 担当課長	黒木 悠輔	公共交通事業者
13	(公社)鹿児島県バス協会	専務理事	鳩野 浩一郎	公共交通事業者
14	(一社)熊本県バス協会	産交バス(株) 営業企画課長	佐藤 正直	公共交通事業者
15	(一社)鹿児島県タクシー協会	専務理事	山口 俊則	公共交通事業者
16	(一社)熊本県タクシー協会	事務局長	齊藤 ゆか	公共交通事業者
17	鹿児島県土木部	道路維持課長	塩屋 勝久	道路・港湾管理者
18	熊本県土木部	道路保全課長	高橋 慶彦	道路・港湾管理者
19	鹿児島県警察本部	交通企画課長	美園 竜一	公安委員会
20	熊本県警察本部	交通規制課長	井上 賢二	公安委員会
21	大分大学	教授	大井 尚司	学識経験者
22	鹿児島県ＰＴＡ連合会	副会長 (北薩区域)	山崎 智和	利用者
23	熊本県ＰＴＡ連合会	理事	下山 幸之助	利用者
24	鹿児島県観光連盟	事務局長	宮崎 剛	利用者
25	熊本県観光連盟	事務局次長	北山 尚子	利用者
26	(福)鹿児島県社会福祉協議会	常務理事兼 事務局長	吉見 昭文	利用者
27	(福)熊本県社会福祉協議会	事務局長	米田 進	利用者

オブザーバー

28	九州運輸局	計画課長	井料 達己	国
29	九州運輸局	交通企画課長	鈴木 貴大	国
30	九州運輸局鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官	谷口 誠一	国
31	九州運輸局熊本運輸支局	首席運輸企画専門官	白石 勇人	国

肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会事務局規程

（趣旨）

第1条 この規程は、肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会規約第2条第4項の規定に基づき、肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会（以下「委員会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 委員会の会議に関すること。
- （2） 委員会の資料作成に関すること。
- （3） 委員会の庶務に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、鹿児島県総合政策部交通政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、鹿児島県総合政策部交通政策課及び熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1） 事務局の運営に関すること。
- （2） 物品の購入その他委員会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3） 物品及び現金の出納に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、鹿児島県において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 委員会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 委員会の公印の保管、取扱い等については、鹿児島県において定められている公印の取扱いの例による。

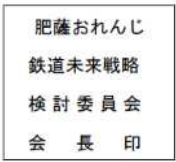
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年12月23日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
肥薩おれんじ 鉄道未来戦略 検討委員会会 長印		楷書体	方 21mm	会長名を もって発 する文書	1	事務局長

肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会財務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会（以下「委員会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 委員会の予算は、鹿児島県、熊本県からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、委員会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 委員会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、委員会に諮るものとする。

3 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに委員会に諮るものとする。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、鹿児島県の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次回の委員会までに委員会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 委員会の出納は、会長が行う。

2 委員会に属する現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（委員会出納員）

第7条 会長は、委員会の事務局職員のうちから委員会出納員を命ずることができる。

2 委員会出納員は、会長の命を受けて、委員会の出納その他会計事務をつ

かさどる。

（収入及び支出の手続）

第8条 委員会の予算に係る収入及び支出の手続は、鹿児島県の規則例により行うものとする。

2 委員会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（1）予算整理簿

（2）前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

（決算等）

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、委員会の決算を調製し、委員会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第11条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年12月23日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 諸支出金	1 諸支出金	1 諸支出金
4 予備費	1 予備費	1 予備費

令和6年度 肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会 収支予算書

歳入

(単位：円)

科目		予算額	備考
1	負担金	2,323,769	鹿児島県及び熊本県，肥薩おれんじ鉄道負担金
2	補助金	0	
3	繰越金	0	
4	諸収入	0	
合計		2,323,769	

歳出

(単位：円)

科目		予算額	備考
1	運営費	2,323,769	委員会及び幹事会における 委員報償，旅費，会場使用料等
2	事業費	0	
3	諸支出金	0	
4	予備費	0	
合計		2,323,769	